

街なみ環境整備事業計画作成業務委託
特記仕様書

令和7年10月
甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」に準拠し、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「街なみ環境整備事業計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

(法令等の遵守)

第 2 条 本業務は、本仕様書のほか次の法令等を遵守し業務を遂行すること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

景観法（平成 16 年法律第 110 号）

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年国住市第 350 号）

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月）

甲府市景観条例（平成 20 年 12 月 甲府市）

甲府市景観計画（平成 24 年 2 月 甲府市）

その他関係法令、規則、通知、条例等

(業務実績)

第 3 条 受注者は、過去に地方公共団体が行う街なみ環境整備事業計画の作成に関する業務を受託し、履行した実績を有すること。

(配置技術者)

第 4 条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務目的を十分に理解した上で、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者、及び街なみ環境整備事業の計画作成において必要となる高度な技量や多くの経験を有する者を適正に配置すること。また、管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、都市計画や良好な街なみ形成に資する建築意匠・デザイン等に関する高度な技術と豊富な知識を有する者とする。

(1) 管理技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。

(2) 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、又は一級建築士の資格を有すること。

(3) 担当技術者は一級建築士の資格を有すること。（複数名の担当者を配置する場合は、1 名以上が一級建築士の資格を有すること。）

(4) 管理技術者と照査技術者を兼務しないこと。

(5) 管理技術者と照査技術者のいずれかは、必ず打合せ協議に出席すること。

(資料の貸与及び取扱い)

第 5 条 発注者は、業務の実施にあたり、必要な資料について、受注者に貸与あるいは供与するものとし、受注者は、本業務に必要な資料等について収集・整理することとし、貸与品等について、破損、紛失等のないよう十分に注意し、業務終了後速やかに返却すること。なお、貸与品等の本業務以外への使用を禁じる。

【主な貸与品】

- ・ 甲府駅南口周辺地区景観まちづくり検討業務委託（令和 5 年度業務）
- ・ 街なみ環境整備事業に関するアンケート調査（令和 6 年度調査）
- ・ 街なみ環境整備方針策定及び事業計画検討業務委託（令和 6 年度業務）

等々

(業務の進捗状況等の報告・説明)

第6条 受注者は、月次で業務進捗状況を打合せ記録簿により発注者に報告するとともに、業務項目ごとに、その内容の詳細等について、発注者に説明すること。

また、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正工程表を合わせて提出すること。

(検査・修補)

第7条 受注者は、成果品について発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

ただし、成果品が発注者の求める水準に適合しないものとして、発注者が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとし、修正した成果品における再検査の合格をもって業務の完了とする。

検査の合格後に成果品に不備が判明した際にも同様とする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。

(疑義)

第9条 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。なお、協議及び打合せ事項については、書面のやり取りをもって有効とする。

(損害賠償)

第10条 受注者は、本業務の実施過程において発生した諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理すること。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではない。

(履行期間)

第11条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第12条 本業務は、甲府駅南口周辺地区において、本市のシンボルである甲府城と調和した街なみ景観の形成を図るため、過年度業務の成果や、これまでに実施したアンケート調査の結果等を活用し、街なみ環境整備事業計画及び事業実施に必要な資料の作成を行うことを目的とする。

(業務の区域)

第13条 本業務における業務の範囲は、別添位置図を基本とする。(過年度業務にて検討した街なみ環境整備促進区域(案))

(街なみ環境整備事業計画の作成)

第14条 過年度業務にて取りまとめた「現況整理」、「景観特性と課題の整理」、「街なみ環境整備方針」に加えて、以下の項目を検討し、街なみ環境整備事業計画を作成すること。

(1) 街なみ環境整備促進区域及び事業地区の設定

過年度業務において検討した街なみ環境整備促進区域(案)及び街なみ環境整備事業地区(案)について、関連計画との整合性について再検証し、区域等の設定を行うこと。

(2) 住宅等の整備計画の作成

・ 整備基準の作成

過年度業務にて取りまとめた街なみ環境整備方針を踏まえて、住宅等の整備に係る具体的な基準を作成すること。

なお、作成する基準の項目については、社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の対象項目から選択すること。

・ 整備のイメージ図の作成

整備後の街なみのイメージや助成対象となる整備の内容を分かりやすく表現したパースやイメージ画像を作成すること。

・ 改修内容の抽出及び改修期間・概算改修費の算出等

各建築物における改修内容を抽出し、改修期間や概算改修費を算出すること。

また、他都市の事例を参考に抽出した改修内容等を踏まえ、助成限度額の最適化について整理すること。

(事業実施に必要な資料の作成等)

第15条 事業実施を見据えて、以下の資料の作成等を行うこと。

・ 社会資本整備総合交付金の申請に必要な資料(街なみ環境整備方針説明書等)

・ 甲府市街なみ環境整備事業助成金交付要綱(案)

・ 住民説明会用資料(A3版両面程度)

・ 事業活用についての意向調査票(配布・回収は発注者)

・ 地区施設の整備に関する必要性の検証(無電柱化や案内サイン等、想定される整備について、他都市の事例を収集し、整備の必要性について整理すること)

(報告書の作成)

第16条 本年度の検討結果や過年度業務の成果、及び検討に際し収集した資料等を取りまとめた報告書の作成を行うこと。

(打合わせ協議)

第17条 打合わせ協議については、初回(業務着手時)、中間1回、成果品納品時の計3回を基本とする。また、別途打ち合わせが必要な場合はWEB会議等を適宜実施すること。

なお、協議内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、発注者と受注者は相互に確認すること。

第3章 成果品

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 業務報告書(A4版) | 2部(正本1部 副本1部) |
| (2) その他資料 | 1式(打合せ簿等その他資料) |
| (3) 電子データDVD | 1式(報告書等データ) |
| (4) その他、発注者が指示するもの | |